

福岡県医発第1442号(地)

平成16年11月 5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



新潟県中越地震に伴う予防接種の取り扱いについて

予防接種法に基づく定期予防接種の対象者であって、新潟県中越地震のために居住地である市町村において予防接種を受けることが困難なものが、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合には、その旨の申出を受けた市町村の長が、予防接種の実施について特段の配慮をするよう求める事務連絡が、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部(局)担当課長宛になされた旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただき、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、実施方法につきましては下記のとおりです。

記

1. 居住地の長にあつては震災のため、予防接種実施依頼書の発行事務が極めて困難な状況であることから、予防接種実施依頼書がなく、また、被災者にあつては母子手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま非難をしていることにより提示が困難な場合も考えられることから、希望地の長は被災者からの氏名、生年月日、住所、接種歴その他の必要事項の申し出をもって、速やかに予防接種を実施されるよう、特段の配慮をされたい。
2. 当該予防接種の実施に当たっては関係法令を遵守の上、被災者のおかれている状況にかんがみ、予診の徹底による健康状態の把握について特に留意されたい。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地Ⅲ 1 4 6 F)

平成16年11月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

新潟県中越地震に伴う予防接種の取り扱いについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者であって、新潟県中越地震のために居住地である市町村において予防接種を受けることが困難なものが、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合には、その旨の申出を受けた市町村の長が、予防接種の実施について特段の配慮をするよう求める事務連絡が、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）担当課長宛になされました。

実施の方法は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等に対し、周知方よろしくご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 居住地の長にあつては震災のため、予防接種実施依頼書の発行事務が極めて困難な状況であることから、予防接種実施依頼書がなく、また、被災者にあつては母子手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま非難をしていることにより提示が困難な場合も考えられることから、希望地の長は被災者からの氏名、生年月日、住所、接種歴その他の必要事項の申し出をもって、速やかに予防接種を実施されるよう、特段の配慮をされたい。

2. 当該予防接種の実施に当たっては関係法令を遵守の上、被災者のおかれている状況にかんがみ、予診の徹底による健康状態の把握について特に留意されたい。

事 務 連 絡

平成16年10月29日

各都道府県衛生主管部（局）担当課長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

新潟県中越地震に伴う予防接種の取扱いについて

・予防接種法に基づく定期の予防接種（以下単に「予防接種」という。）の対象者であって、標記震災のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）において予防接種を受けることが困難なもの（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合には、その旨の申出を受けた市町村（以下「希望地」という。）の長による予防接種の実施について特段の配慮を願いたい。

なお、実施の方法は下記のとおりとするので、管下市町村に対する周知万よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 1 居住地の長にあつては震災のため、予防接種実施依頼書（平成6年8月25日健医発第961号厚生省保健医療局長通知の第四の4に例示される依頼書をいう。）の発行事務が極めて困難な状況であることから予防接種実施依頼書がなく、また、被災者にあつては母子手帳等を焼失あるいは、家屋に残したまま避難をしていることにより提示が困難な場合も考えられることから、希望地の長は被災者からの氏名、生年月日、住所、接種歴その他の必要事項の申出をもって、速やかに予防接種を実施されるよう、特段の配慮をされたい。
- 2 当該予防接種の実施に当たっては関係法令を遵守の上、被災者のおかれている状況にかんがみ、予診の徹底による健康状態の把握について特に留意されたい。